

第 3 回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 03 - 3981 - 1141

附属機関又は会議体の名称		教育委員会臨時会
事務局（担当課）		教育総務部教育総務課
開催日時		平成 22 年 3 月 24 日 午後 2 時 00 分
開催場所		教育委員会室
出席者	委員	加藤 正克（委員長）、清田 明（委員長職務代理者）、三神 和子、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、学校施設課長、統括指導主事 2 名、図書館課長
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事
公開の可否		公開 傍聴人数 0 人
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1. 第14号議案 豊島区教育委員会に所属する職員の任免について 2. 第15号議案 豊島区教育委員会に所属する非常勤職員・臨時職員の任免について 3. 第16号議案 豊島区教育委員会公印規則の一部改正について 4. 第17号議案 公印取扱主任の任命についての廃止について 5. 第18号議案 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部改正について 6. 第19号議案 豊島区教育委員会事務局文書取扱主任の任命についての一部改正について 7. 第20号議案 豊島区教育財産管理規則の全部改正について 8. 第21号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について 9. 第22号議案 豊島区立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について 10. 第23号議案 豊島区立図書館処務規則の一部改正について 11. 報告事項 平成 22 年度教育費予算概要について 12. 報告事項 平成 22 年度豊島区立図書館予算概要について 13. 報告事項 豊島区子ども読書活動推進計画（第二次）について 14. 報告事項 平成 22 年度豊島区立図書館の特別整理期間に伴う休館について 15. 報告事項 「豊島区教育ビジョン 2010 - 豊島区教育振興基本計画 - 」について 16. 報告事項 平成 22 年度教職員異動一覧表 17. 報告事項 平成 22 年度中学校入学式式辞について 18. 報告事項 平成 22 年度豊島区立教育センターの組織と運営について 19. 報告事項 目白小学校建替え基本構想に関する提言について

審議経過

委員長)

第3回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は清田委員と三神委員にお願いいたします。図書館課長の会議の都合により、人事案件の次に図書館課の案件を行いたいと思います。

(1) 第14号議案 豊島区教育委員会に所属する職員の任免について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第14号議案了承)

(2) 報告事項第6号 平成22年度教職員異動一覧表

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。

委員)

校長先生の再任用は、ご本人の意向なののでしょうか。それとも事務局側からお願いをするのでしょうか。

教育指導課長)

小学校の管理職不足により、再任用校長を何人が発令しないと全く足りない状況です。東京都教育委員会からも、特に小学校は再任用を何人が出していただきたいという強い要請がありました。すべての校長に働きかけをして、お引き受けいただいた先生にはこちらからお願いをいたしました。

委員)

再任用となっても、定年を迎えた学校にそのまま留まることが基本なののでしょうか。

教育指導課長)

基本はそのとおりでございます。再任用校長は、定年が64歳から65歳になりました。他区の例を見ますと、再任用でありながら異動という例もあります。

委員)

任用前研修者というのは、いずれ校長先生になるということなののでしょうか。

教育指導課長)

今年度の校長選考試験に合格して、1年間研修をしたのち、任用審査の最終面接を経て、正式に校長に発令されます。

委員)

新規採用者のなかに40代の方がいますが、これはどういうことなののでしょうか。

教育指導課長)

今年度から優秀な教員を確保するために、年齢が撤廃されました。つまり59歳まで受験資格があるということです。以前は正規の区立学校の教員をなさっていて、子育て等の関係で一度お辞めになり、その後、非常勤講師等で実際に教壇に立たれていた方です。力量があることは面接等で確認しております。

委員)

豊島区においては、新規採用者をどれくらい選ぶことができるのでしょうか。

教育指導課長)

非常勤講師や教育実習において優秀であったなど希望を選考課に申し入れることはできます。希望の一部を聞き入れてくれる状況です。

委員)

採用試験において点数にばらつきがあると思いますが、本人の個性等も勘案して、全体としては同等に分配されて配置されるのでしょうか。

教育指導課長)

選考課が全都の状況をふまえて配置をいたします。住居地や転居可能かどうかなどを考慮します。

委員)

例えば、今後数学に力を入れていきたいと考えているときに、その専門の先生の配置を希望できるのででしょうか。

教育指導課長)

区の人事考証を都に伝えます。数学科を強化したいということであれば、正規で指導力のある教員を申し入れ、新規採用教員については、それを補充するような形でございます。

教育長)

人材不足ということもあり、希望が通ることは難しいです。豊島区では大学連携などを行い、人とのつながりを生かす方法を考えています。教育ビジョンにおいても掲げていますが、どういう教師を求めるかなどを明確にしていくことが必要だと思えます。

委員長)

再任用校長が増えることにより、副校長で校長選考に受かっている者や副校長を目指す者のやる気の問題に関わってくると思えます。これからどういう見通しをもって、東京都はこの制度を進めているのでしょうか。

教育指導課長)

副校長試験の受験者を発掘することが最大の課題と考えています。小学校は実質0.9倍ということで、必要数に満たなかったというのが現状です。とりわけ小学校の副校長のなり手を発掘すること、その予備軍としての主幹教諭の発掘に最重点の力を注いでいくということでございます。再任用校長以外の方法として、中学校から小学校への昇任も今後考えていかなければいけないと思えます。メリット、デメリットがありますが、積極的に人事交流に努めていくことが大切だと考えております。

委員)

副校長先生は非常に多忙だと思えます。副校長先生を2人制とし、教育担当と渉外事務担当などに分け、役割分担をしていくといいと思えます。

教育指導課長)

そのような検討は東京都全体でもしております。モデルケースであります。スクールセクレタリーといって、副校長に秘書をつける試みをしてはどうかということで、都議会でも話題になりました。予算化を試みましたが、時期尚早ということで、実験的にいくつかの自治体で始めるという動きでございます。また、事務職員を色々な意味で活躍すべきであるということで、学校

事務職員の標準的な職務を都が規定をいたしまして、区においてもまもなく規定をいたします。副校長と学校事務職員のやるべきことが明確になれば、副校長の負担軽減になると思います。一部自治体では、行政系の副校長を置くことを検討しています。

委員長)

他に質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(3) 第15号議案 豊島区教育委員会に所属する非常勤職員・臨時職員の任免について

<各課長 資料説明>

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。

委員)

教育支援員の新任の方ですが、21歳で教員免許をすでに取得しているとはどういうことなのでしょう。さらに遠くにお住まいのようですが、そこから豊島区に通うのでしょうか。

教育指導課長)

現在は記載のとおり住所ですが、豊島区内に転入する予定です。登録時の年齢が21歳ということですので、現在は22歳で、教員免許取得見込みです。

委員)

教育実習に行って、自分は教職に向かないと思う学生もいますので、教員免許取得見込みの方はなるべくなら避けていただきたいと思います。

委員)

学校医の方は医師会の推薦ということから、年齢が高齢であるのはある程度仕方のないことだと思います。面接などはしないのでしょうか。

学校運営課長)

面接はいたしません。三師会に推薦を依頼していますが、学校歯科医会では定年制を採用しています。監査委員からも年齢と学校を兼務していることが指摘されておりますので、医師会との打ち合わせの際にはきちんと申し入れをしていきたいと思います。

委員長)

精神科の校医は、どの程度学校と関わっているのでしょうか。

学校運営課長)

ここ2、3年は、あまり学校からの相談もなく、学校とのパイプがあまりない状態です。今年度の監査での指摘もあり、改めて養護教諭を通じて調べたところ、過去1年間に具体的な相談事例がないことが分かりました。今後は学校運営課が学校と精神科医の間に立ち、各学校に定期訪問を希望するか、学校保健会への出席を希望するかを調査して、活動していただくよう、段取っています。学校の実態を精神科医の先生に見ていただき、校長、養護教諭の具体的な相談相手になっていただきたいと思います。

委員長)

スクールカウンセラーとの関係もありますので、うまくリンクするようにはしていただきたいと思います。学校現場に足を運んでいただくよう、ぜひお願いいたします。

委員)

精神科医は配置すべきであるとの声が医師会からあったのでしょうか。

学校運営課長)

学校精神科医につきましては、制度としては10年以上経っています。23区を見ても、学校精神科医を置いていない区もあります。豊島区としては、必要性を認めて設置したと考えております。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第15号議案了承)

(4) 第22号議案 豊島区立図書館の管理運営に関する規則の一部改正について

(5) 第23号議案 豊島区立図書館処務規則の一部改正について

<教育総務課長 資料説明>

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第22、23号議案了承)

(6) 報告事項第2号 平成22年度豊島区立図書館予算概要について

<図書館課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問はありませんでしょうか。

委員)

企画事業は年に何回行っているのでしょうか。

図書館課長)

中央図書館で月に1回程度、地域図書館は館によって異なりますが、おおむね月1回程度行っております。

委員)

地域館運営経費が減った理由は何でしょうか。

図書館課長)

駒込図書館については、複合施設になっていますが、今までは図書館が親施設でした。館長がいないので本来は親施設としての維持管理は避けたかったのですが、今年度は引き続きやっていたきたいということで、維持管理経費を持っていました。来年度は、親施設が地域区民ひろば課になりますので、施設全体の経費が図書館の経費からは除かれたということです。

委員)

6大学への図書運搬の交換便は週に何回くらい稼働するのでしょうか。

図書館課長)

週2回でございます。

委員)

本の貸出の要求がないときはあるのでしょうか。

図書館課長)

10月から開始いたしましたが、大学によって状況が異なっております。6大学のうち3大学と実績があります。

委員)

幼稚園への図書運搬も小中学校と同じサイクルで行うのでしょうか。

図書館課長)

小中学校と同じサイクルで行う予定です。ただ、実施事項については業者と交渉中ですが、5月くらいから開始したいと考えております。

委員長)

施設改修経費が予算化されていますが、これは年次計画として行われるのでしょうか。

図書館課長)

駒込図書館のエレベーター工事につきましては、施設課から修繕を求められており、改修計画に基づいて行われるものでございます。

委員)

図書館の図書購入費はどこに含まれるのでしょうか。

図書館課長)

閲覧貸出関係経費に含まれております。消耗品の経費も含まれておりますが、図書購入経費は7,500万円ほどになっております。

委員)

小中学校、幼稚園に本を運搬することになるのなら、頻繁に同じ本を何冊か買うようにした方がいいと思います。子どもたちは実際に本に触って本を楽しんでいくものなので、汚れや衛生面も考えながら、図書購入経費を増やしていただきたいと思います。

図書館課長)

閲覧貸出経費の中に、さらに小中学校図書購入経費分として、200万円ほど計上しております。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第3号 豊島区子ども読書活動推進計画(第二次)について

< 図書館課長 資料説明 >

委員長)

ご質問はありますでしょうか。

委員)

司書教諭は全校に配置されているのでしょうか。

教育指導課長)

司書教諭は12学級以上の学校には配置しなければならないという基準がございます。それはすでに満たしております。12学級未満のところにも極力配置をしておりますので、司書教諭はほぼ配置されております。

委員)

専任なのでしょうか。

教育指導課長)

司書教諭に関しては、学級担任が司書教諭の資格をもっているということです。併任なので、

常時、学校図書館にいるというわけではございません。今回の子ども読書推進計画においては、教育委員会と連携して、学校司書を配置することを推進していく位置づけになっております。

委員)

最終的には、司書教諭と学校司書の2名体制になるということでしょうか。

教育総務部長)

何らかの人的配置は必要ですが、名称についても、学校司書となるかもまだ分かりません。当初はおそらく、何校かに1名というように兼任する形になると思います。できるだけ早期に全学校に配置していきたいと思います。

委員)

図書館からの学校訪問は多いですが、逆に図書館に子どもたちを呼ぶということをしていただきたいと思います。学校の中のカリキュラムに組んでいる国もありますし、そういったところは学習効果も上がっています。カリキュラムに取り入れることが難しいというのであれば、放課後や休日に図書館に行くということを積極的に進めていただきたいと思います。自分の興味のあることをどのように調べていくかということは、子どもの頃から身につけていくべきだと思います。そういった企画を図書館においてもしていただきたいと思います。

図書館課長)

例年、学校招待という形で子どもたちを図書館に招いています。年間30回くらい、総人数は771人くらいです。回数を増やすかについては、今後検討をしていきたいと思います。

委員)

豊島区の学校に通っている子どもは、例えば図書館を利用するにあたって特典があるなど、優遇措置があるといいと思います。図書館に行くと特典があって、そこで勉強もでき、図書館が好きになってもらえるようになることが理想的です。

図書館課長)

この計画は、関係施設や教育委員会事務局と作っていくものですので、検討していきたいと思っています。

委員)

読書計画の中には、図書館を本屋と同じように、好きな時に本を取れ、読める場所と勘違いをしているものもあります。新刊が出たら自分では買わず、図書館で借りようと考えている人もいます。図書館は、知的好奇心の探究の場です。それを間違えている図書館理念に基づく推進計画は日本に多いです。間違った方向に進まないようにしていただきたいと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項第4号 平成22年度豊島区立図書館の特別整理期間に伴う休館について

< 図書館課長 資料説明 >

委員長)

ご質問等はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 第16号議案 豊島区教育委員会公印規則の一部改正について

(1 0) 第 1 7 号議案 公印取扱主任の任命についての廃止について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

ご質問はありますでしょうか。

委員)

今までは、公印取扱主任者を教育委員会で決めていたということでしょうか。

教育総務課長)

そうではございません。例えば、教育総務課庶務係長を充て職として、訓令で定めておりました。今後はその訓令を廃止し、規則で充て職として定めるということでございます。

教育総務部長)

それぞれの課の公印を誰が管理するのかということは、内部で管理規定する事項でございます。その決め方を訓令から規則に変えたということで、その新しい規則について、今回お諮りをいたしました。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第 1 6、1 7 号議案了承)

(1 1) 第 1 8 号議案 豊島区教育委員会事務局処務規則の一部改正について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

ご質問がございましたらお願いいたします。

委員)

教育センターの役割については、どこに記載があるのでしょうか。

教育総務課長)

教育委員会事務局の処務規則では、第 8 条の統括指導主事の事務分掌のところに教育センターについては記載があります。教育センターについては、別途処務規則がございます。これに関しては、第 2 回臨時会にてご審議をいただきました。

教育総務部長)

教育指導課の特別支援グループの事務を教育センターに移しまして、教育センターの事務について、教育センター処務規則の中に位置づけをしました。今回は、教育委員会事務局の教育指導課の中から特別支援関係の規定を削除するにあたり、他の文言も整理したということでございます。

教育長)

特別支援関係の事務が教育センターに移ることが、今後の連携事業として有効なのかということを含めて、規則改正と実態解明を同時に進めていく必要があると考えています。

委員長)

それではこの件についてはよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第 1 8 号議案了承)

(1 2) 第 1 9 号議案 豊島区教育委員会事務局文書取扱主任の任命についての一部改正について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第 19 号議案了承)

(13) 第 20 号議案 豊島区教育財産管理規則の全部改正について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

何かご質問はありますか。

委員)

教育財産の引き継ぎはどのようにしていたのでしょうか。

教育総務課長)

今までは規定がありませんでしたが、区長部局の財産規則に沿って行っていました。

委員)

台帳価格をつかむのは難しいと思いますが、大体の価格はつかんでいるのでしょうか。

教育総務課長)

だいたいの価格はつかんでおりますが、台帳に記載がされておりました。

教育総務部長)

区の財産は基本的には区長に財産管理の権限がありますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によりますと、教育の用に供する財産については教育委員会が管理することになっております。それに基づいて運用しておりますが、今までは規定が不備だったので、これまでの取扱は区長部局の規定を手本にして改正をしたということでございます。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第 20 号議案了承)

(14) 第 21 号議案 幼稚園教育職員の旅費支給規程の一部改正について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

支度料というのは現在はあまり支給されていないということでしょうか。

教育総務課長)

現在は、外国旅行自体がありません。

委員長)

教員はこのような規定はあるのでしょうか。

教育総務課長)

この規定については、国、都が廃止しましたので、それに倣い、区の規定からも削除し、その一つとして幼稚園教育職員についても削除をいたしました。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第 21 号議案了承)

(15) 報告事項第 1 号 平成 22 年度教育費予算概要について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

ご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員)

以前に幼稚園、小・中学校の予算要望をお伺いいたしましたですが、それに対する充足率はどれくらいなのでしょう。

教育総務部長)

具体的な数値は難しいですが、それぞれの教育活動についての経費については、おおむね要望どおり措置できております。それ以外のものについては、3分の1くらいしか要望にお応えできていないので、今後は努力をしていきたいと思っております。

委員)

A L Tについて、具体的にどういった計画になっているのでしょうか。

教育指導課長)

直接雇用をすることで、豊島区教育委員会の英語カリキュラムを実行でき、英語教育の充実を図ることができます。現在行っているA L Tの派遣業者に委託契約という形で行っていますが、委託契約だと学校の先生が直接A L Tに指揮・命令をしてはいけません。直接雇用をすれば、改善点などを伝え、私どもの意図を組みとってA L Tを活用することができます。直接13名のA L Tを採用しなければ配置ができないのですが、13名の採用面接から全てのことまでをするのは難しいので、コーディネーター役が必要です。平成22年度を準備期間として、2名の英語のできる非常勤のコーディネーターを採用し、面接や連絡調整を行っていただき、年度末まで非常勤職員のA L T13名の採用作業をしていく予定です。平成23年度には、13名を全校に配置しようと考えております。

委員)

コーディネーターの雇用は平成22年度のみなのでしょうか。

教育指導課長)

A L Tはネイティブの方なので、基本的にはコーディネーターがおりませんと難しいと思っております。コーディネーターを含めて、13名と考えています。

委員)

ネイティブの方を直接雇用するのは難しいと思っております。当日来なかつたり、夏休みにお休みをしたりすることは頻繁にあることです。委託ならば、代替りの人を呼んでいただくことはできると思っておりますが、直接雇用となると、これを担当なさるコーディネーターは心労で大変だと思っております。本当に大丈夫でしょうか。

教育指導課長)

非常に悩ましい問題で、法的にも課題があるまま続行をするのか、その問題をクリアしていくかの判断をせまられたところでございます。おそらく、非常に困難なケースも出てくるかと思っておりますが、研究をしていきたいと思っております。いくつかの自治体では、ネイティブでありながら日本に在住されている方を確実に雇用しているところもあります。1年目からすべて順調にいくとは思いますが、さまざまな困難を乗り越えながらやっていこうと考えております。

委員)

いざという時には、確実に出勤してくださる方を確保しておくことが必要だと思います。

教育指導課長)

その意味で2名のコーディネーターは日本語もでき、英語も流暢な方で、緊急時はコーディネーターがかけつけて、豊島区のカリキュラムのとおりに進められるようにしたいと思います。人選には考慮していきたいと思います。

委員)

芝生化については、今後は拡充していくのでしょうか。メンテナンスは大変なのではないのでしょうか。

学校施設課長)

芝生化の工事については、全額東京都からの補助になります。メンテナンスは、町会やおやじの会など地域の方と一緒に維持管理組織を作って行っていく予定です。維持管理経費については、3年間は2分の1の補助が東京都からでます。芝生は生き物なのでなかなか難しいですが、専門業者にノウハウを教えてもらいながら、メンテナンスをしていきます。

委員)

工事費がかからないとなると、芝生化の経費はメンテナンス費ということでしょうか。

学校施設課長)

200万ほどが維持管理経費で、残りの経費は芝生化工事費です。

委員長)

この間、清和小学校を見に行きましたが、サッカーゴールの前がはげてしまっています。こういう場合は、メンテナンスは業者でないとできないと思います。これも含めて3年間、2分の1の補助をいただきながらメンテナンスをしなければいけないということでしょうか。

学校施設課長)

よく使うところが、どうしても傷んでしまいます。維持管理組織では予備に芝をとっておいてあります。それに張り替えて、養生のため部分的にシートを貼ってはめたりして対応します。3年間、維持管理経費の中で部分的に張り替えたりして大事に使っていただきたいと思います。

委員長)

予算がオーバーして経費がなくなった場合は、メンテナンスはどうするのでしょうか。

学校施設課長)

別途、予算上、みどりの経費というものもありますので、学校と相談しながら進めていきたいと思います。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(16) 報告事項第5号 「豊島区教育ビジョン2010 - 豊島区教育振興基本計画 - 」について

< 教育総務課長 資料説明 >

委員長)

目標値に関して、来年度以降、見直すこともあるのでしょうか。

教育総務課長)

今回、教育ビジョンをこのようにまとめましたが、来年度以降これを実施するにあたり、成果指標についても、もう少し議論が必要だと思います。教育課題検討推進委員会において十分議論をしていきたいと思ひます。

委員)

教師力の向上として、授業改善推進プランを作成し、その取組を校内で公開するとありますが、これは先生方たちで行うのでしょうか。それとも、道徳公開講座の中で行うなど、地域の方にも向けたものなのでしょうか。

統括指導主事)

基本的には先生方内部のみというよりは、道徳公開講座であったり、あるいは指導主事を派遣依頼していただき、我々が見ている中で公開していただくイメージです。

委員長)

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(17) 報告事項第7号 平成22年度中学校入学式式辞について

<教育指導課長 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

委員)

昨年とはどこが違うのでしょうか。

教育指導課長)

言いまわしを少し変えました。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(18) 報告事項第8号 平成22年度豊島区立教育センターの組織と運営について

<統括指導主事 資料説明>

委員長)

ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

委員)

学習指導専門員は担当校を決めるとのことですが、担当校は教育センターで決めるのでしょうか。

統括指導主事)

これまで、学校から若手を中心とした育成支援を要請されておりました。担当校はセンターで決めます。1人8校程度担当し、2週間に1度担当校を訪問し、人材育成の支援を行います。

委員)

その場合、学校内部においても若手の指導は行っていると思いますが、いかがでしょうか。

統括指導主事)

初任者に関しましては、指導教員がつきます。指導教員とその専門員が連携、役割分担をして、

計画的に対応していきたいと考えております。

委員)

都非常勤教員の学校配置ということは、退職した校長先生は教育センターに勤めてもらうことはもうできないのでしょうか。

統括指導主事)

東京都が元校長や教員を採用して、非常勤教員として教育センターに配置しています。教育センターから学校に配置という形をとっております。昨年の夏ごろに、東京都管理主事の訪問があり、今後は学校配置が望ましいという方針を出しました。区としては東京都の方針に従い、来年度は担当校制にして、再来年度以降、拠点校を1つ決め、その学校を基に学校をまわることができるのではないかという展望をもっています。

教育指導課長)

東京都において、退職した人材をどう活用するかということで、基本的に再任用とするという方針が出ました。事務職であれば再任用として、月16日を事務職として65歳まで勤務する、一般の教員も再任用として担任や専科をもって活用しようということでもあります。しかし教育職におきましては、担任として継続しての教科指導は、モチベーションや体力の関係から難しいです。そこで東京都教育庁が非常勤教員という新たな制度を設けました。再任用ではないけれども、東京都教育委員会が独自にお金を出し、教育スタッフとして配置をいたします。その時にできた規定が、非常勤講師は学校に配置するという原則になっています。一般の教員であれば、授業を何時間行ったり、新規採用者の後補充をすることになっています。また同等に、管理職で退職された方も非常勤教員というくくりの中なので、原則、学校配置ということでございます。

現在、豊島区では退職された校長を教育センターに配置をし、そこで経験を生かしていただくということになっていますが、東京都の方針があくまでも学校に配置ということですから。今後、教育センターに退職校長を配置するならば、区独自で雇わなければなりません。不登校の子どもは学校に通えないので教育センターに通うということもありますので、区独自で専門職を採用していく方向を考えていかなければなりません。担当校制とすることで学校にポジションがありますので、こういった流れにシフトをしていく予定です。その中で、教育センターの人材確保をどうしていくかということは検討していこうと思います。

委員長)

教育センターに都非常勤教員を配置するということはいけないということでしょうか。

教育指導課長)

東京都の見解としては、都非常勤教員は、原則学校配置ということですか。

委員長)

区の非常勤教員ということは、区で費用を負担するということでしょうか。

教育指導課長)

必要であれば、当然、区で費用を負担しなくてはなりません。それだけの財源を確保することは難しいので、頭を抱えているところです。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(19) 報告事項第9号 目白小学校建替え基本構想に関する提言について

< 学校施設課長 資料説明 >

委員長)

ご意見、ご質問等がありますでしょうか。

委員)

トイレはどうなっているのでしょうか。仕切りがあるだけでは、男女別とはいえないのではないのでしょうか。

学校施設課長)

今後は、仕切りをしたり、男女で階を変えたりすることなく、新校舎では男女別にしていきたいと思います。

委員長)

それではよろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(20) その他

予算特別委員会質疑概要

平成21年度 第1回中学生「東京駅伝」大会結果について

(午後5時20分 閉会)